

留学生センターの相談業務について

柴田 幹夫

はじめに

本留学生センターは1997（平成9）年4月に国立大学設置法施行規則に基づく教育研究施設として設置された。もとよりそれ以前学内措置としての留学生センターが設置されていて、そこでは日本語教育・留学生のための生活相談などが行われていたが、専任教員が配置されず必ずしも体系的に教育、相談業務が行われていなかった。前述した留学生センターの設置により専任教員が配置され、日本語および相談業務に関しても以前に増して充実した体制が取られたのである。

センター発足後5年経つのであるが、本センターは基本的に日本語教育と相談業務を二元的に分離して担当しておらず、日本語教員も場合によっては相談業務を担当することもある。

本稿では相談業務を主な仕事とする筆者が担当した事例を中心に紹介していきたい。ただ相談資料などは筆者以外の教員が担当しているものも含めている。

1 留学生に対する生活指導

(1) 生活指導ガイダンス

新しく日本にきた留学生が一日でも早く大学や地域社会（広い意味では日本社会と言ってもよい）に適應できるようにオリエンテーションを行っている。ただこのオリエンテーションの位置づけはかなり曖昧なものである。留学生の中には、日本ですでに何年も暮らしている学生もいれば、日本語は全く理解できない学生もいる。そのような学生と一緒にオリエンテーションしているわけだから問題も生じるのである。

本学留学生センターでは、生活面のオリエンテーションと日本語教育のオリエンテーションを行っているが、ここでは生活面のオリエンテーションを紹介したい。これには宿舎の問題・経済的問題・健康管理問題・地域交流問題などが挙げられよう。

ここ数年全学の留学生を対象に5月初旬に佐渡旅行に便乗して洋上オリエンテーションを行っている。新しくきた留学生を対象として、勉学・入国管理・住宅・健康保険・奨学金・アルバイトなどの項目について留学生課の職員や筆者を含めた教員が説明をしている。ただ留学生たちにとって果たして必要な情報が提供されているかどうか、疑わしい点も多々ある。留学生センターの年中行事として消化されているに過ぎないところもある。情報の提供の仕方を工夫する必要があるように思える。

(2) 宿舎の支援

宿舎問題も大きな留学生に対する支援となろう。留学生の生活環境整備の大きな柱として

は、住環境の整備が挙げられる。快適で安い住居を提供することは留学生にとって大きな支えとなるだろう。特に日本の住居の賃貸システムはおそらく海外の諸外国には見られない独特のものであり、必ずしも最前の方法ではないと思われる。賃貸システムの周知や様々なトラブル、とくに退去時のトラブルやゴミの出し方一つまで場合によっては説明をしなければならない。この背景には大学独自で提供できる宿舎が多くないからである。本学には国際交流会館があるが、あまりにも狭隘なため、入居を希望する留学生が入居できないという状況が続いている。安くて便利な宿舎であるために多くの私費留学生が入居できるのが望ましいが、現状では如何ともしがたい。交流協定締結校の学生や日本語予備教育の学生たちの入居が優先されるためである（予備教育の学生は全員入居できるわけではない）。安くて便利な宿舎を必要とする私費留学生の多くは入居できないことになっている。さらに学内には、学生寮が設置されているが、これも学部生のみが入居を認められているだけで、留学生の大半を占める大学院生には入居資格さえないというお粗末な状況である。昨今の経済不況で会社の寮の提供などがあまり見込まれないし、ホームステイに至ってはほとんどなされていない状況である。新潟という地方の特殊性から文部科学省の外郭団体である内外学生センターも新潟にはなく、地方都市に在学する私費留学生の悲哀が聞こえそうである。

宿舎の確保という点では、学外の民間不動産屋の協力を負うことが多い。地域交流という観点から不動産屋を含めて近隣の家主などとも連携してこのような問題に対処していかなければならない。

(3) 経済的支援

続いて大きな留学生支援と言えば、経済的な問題が挙げられる。ただ筆者を含めた教員・職員や地域ボランティアに関わる人たちが直接留学生に金銭的な援助をすべきではないと考える。我々は経済的にサポート出来やすい環境整備に留めるべきである。

本学の場合を見ても私費留学生の割合が比較的多い（全留学生423名中313名が私費留学生である。2003年2月1日現在）。その上発展途上国からの留学生もかなりの数を占めている。このような中で入学金・学費・教材費・宿舎代・食費・健康保険代・その他交通費、雑費などにかかる費用はかなりの額になる。もちろん留学するに際して十分な経済的基盤が必要なのは言うまでもない。しかしながらアルバイトをして学費を捻出したり、奨学金を受領したり、学費の減免を申請したりしているいわゆる「苦学生」も大勢いるという事実を目を背けるわけにもいかない。残念なことに学費や生活費のためだけに働いて学業をおろそかにしている留学生もいないとはかぎらない。酒田短期大学事件が如実にそのことを表している。

しかしながら経済的弱者が教育・研究活動を経済的理由だけで受けられないというのもまた困ったものである。奨学金の整備拡充や学費の免除などが叫ばれるのも無理はない。

(4) 健康管理

次にあげられるのは健康管理と医療保険の問題である。異国の地にあつて病気になったり交通事故やその他の事故に遭遇するようなことがあれば生活の不安は倍旧し教育・研究活動にも支障をきたすことがある。本学の場合学内に保健管理センターが設置されているし、毎年の健康診断も行っているので日常の健康管理については、あまり心配がないと思われる。

ただ学校では対応できない病気などにかかれば市中の医療機関を利用することになる。この場合必要となってくるのは、国民健康保険への加入である。保険制度のしくみなどを留学生に周知徹底させる義務があろう。さらに研究のいきづまりや異文化への不適應から生じるストレスや精神的疾患などで研究活動などを中断せざるを得ない留学生も出てくる。この場合、専門機関と連絡の上、人権面などの配慮も必要になってくるであろう。

(5) 入国に関する支援

このほか、入国管理にかかわるものとして、在留資格関係、資格外活動に関するサポートも大きな支援のひとつである。入国管理に関する事務手続きや相談については、我々のほかにも入管事務取り扱い資格を有する事務職員がいるので、協力関係を蜜にして進めなくてはならない。年間に数件ビザが切れるといううっかりミスがあるが、留学生課の職員が本人と相談の上、適切に対応してくれている。

(6) 地域交流と支援

今までは留学生個人の問題を中心にして論じてきたが、留学生を受け入れる地域の問題を考えていこう。留学生は大学に帰属しているというのは疑いないが、もう一方では地域社会の構成員の一人として存在している。ほとんどの留学生は一日中勉強ばかりしているのではなく、多くは地域社会の中で地域の人たちとの交流を通じて生活しているのである。留学というのは何も勉強ばかりではなく、日本の社会を了解し、習慣なども併せて理解することによって、自国との文化比較や仕組みの違いなどを実感し、心の中で葛藤することを通じて日本を理解していくならば、研究の成果よりも得難いものを日本で得たことになろう。

地域交流については留学生課が把握しているだけでも年間に40数件あり、また「総合学習」といわれる地域の学校の行事に留学生が招かれ国際交流に一役買っているものもある。ただ留学生は言葉の問題や、習慣の違い、宗教上の相違などによりなかなか地域社会にとけ込めない場合も多い。このことは留学生個人の問題も多くあるが、それを受け入れられない地域社会にも問題があるかも知れない。難しい問題である。

最後に留学生同士の横のつながりについて、留学生会 (ISAN) が組織されている。ややもすれば自分の国同士で固まりやすいが、その垣根を取り外し横の関係を構築するために作られたのである。現在では15カ国、地域の代表が集まって理事会を構成している。

2 留学生に対する相談業務

前節では新潟大学留学生センターにおける生活指導、主として生活支援システムについて概観したが、本節においては具体的に留学生の生活相談の実態について考えていきたい。

(1) 相談者数

2002 (平成14) 年度に留学生センターの教員に留学生から相談があったのは、57件 (男33件、女24件) であった。この数字は筆者を含め4名の教員に相談があった延べ数である (他1名の教員については具体的な相談記録が筆者に提出されなかったため省いてある)。日本人学生についても留学相談など各教員のところには相談があったようだが、本稿の性質上こ

れも省いた。

国別ではやはり中国が圧倒的に多く20件に及んだ。以下ロシア5件、ブラジル4件、ブルガリア、韓国の3件、パキスタン、インドネシア、ミャンマー、イギリスの2件と続く。

国別相談者数

中 国	20	ベ ト ナ ム	1
ロ シ ア	5	ネ パ ー ル	1
ブ ラ ジ ル	4	ス リ ラ ン カ	1
ブ ル ガ リ ア	3	マ レ ー シ ア	1
韓 国	3	フ ィ リ ピ ン	1
パ キ ス タ ン	2	ト ル コ	1
エルサルバドル	2	ラ ト ビ ア	1
インドネシア	2	エ ジ プ ト	1
ミ ャ ン マ ー	2	モ ー リ タ ニ ア	1
イ ラ ク	2	エ チ オ ピ ア	1
イ ギ リ ス	2		

留学生総数で言うと中国が圧倒的に多く226名を占めるので、その割合から考えると、必ずしも多い数字ではない(2003年2月1日現在)。なお上記にあるブルガリア、イラク、エルサルバドルからの相談者はいずれも同一人物である。

次に相談件数を月別に見てみよう

月別相談者数

4 月	14	10 月	8
5 月	15	11 月	2
6 月	6	12 月	5
7 月	1	1 月	0
8 月	3	2 月	1
9 月	1	3 月	1

相談数を月別に見ていくと、4月5月それに10月が比較的多い。学期の初めと言うことが大きな要素であろう。さらに昨年の4月に留学生センターが従来の本部棟に隣接したプレハブ建てから大学のメインである五十嵐総合教育棟(旧教養校舎)に移転したことが相談者数の急増に大きく関係しているものと思われる。スペースも広くなり明るくなったことも影響しているのではないだろうか。その結果として、何よりも行きやすくなったからであろう。

(2) 相談内容

相談の内容については実に多岐多様にわたっているので、詳しく見ていきたい。

奨学金など	15	友人関係	1	失 踪	1
家族問題	6	願書提出漏	1	保証金返還	1
指導教員	6	宗 教	1	ビ ザ	1
進 路	3	教務関係	1	賃金不払い	2
勉 学	2	ア パ ー ト	1	趣 味	1
就 職	5	アルバイト	5	送 金	1
ク ラ ス	1	出 産	2	そ の 他	173

(A) 奨学金問題

現在新潟大学には400名余りの留学生在籍するが、その中でいわゆる国費留学生というのは、110名余りに過ぎない。大部分は私費留学生である。国立大学であるから学費が安いというのは、かつてはそういうことを言ってもよかったが、今では幻想に過ぎない。学費は年額50万円を超えている。奨学金のことで言えば、本学では数年前から奨学金受給の一元化をはかると共に、希望者全員を面接、選考をしてその順位の高いものから順番に奨学金を与えていく方法をとっている。ただ留学生の中にはこの選考方法に不満を持つ学生も少なくない。特に大学院博士課程では面接のみで順位をつけているからである。専攻の違う学生を同じ土俵に乗せて選考しているからどうしても不備が生じるかも知れない。標準偏差などを用いて是正をはかっているのだが、その母数が少ないので、この方法も余り有効なものとは言えないが、現段階ではこれに変わる方法はない。奨学金の問題は一部の留学生にとっては勉学を継続できるかどうかがかかっている死活問題でもある。学費の減免問題ともリンクさせて考えるべきであろう。

(B) 家族問題

多くの場合は家族の呼び寄せ問題である。入管の方が昔に比べてかなり厳しく対応しているようである。ただ基本的には大人の問題なのでこの手の相談は各自に任せるしかない。後は家庭内の問題も持ち込まれてきたことがあった。よろず、何でも相談屋としては家族のきわどい問題も引き受けざるを得ない。

(C) 指導教員の問題

この問題は実は一番やっかいな問題である。研究上の問題のみならず、生活の上での問題も抱えているからである。研究を優先するあまり、留学生に対して過剰な要求をする教員や、全く自由に何も指導しない教員など千差万別である。さらに教員に相談に行こうとも思っても教員が不在であることが多く、その任には適していないと言うようなことがしばしば起こってきている。一番の問題は教員自身のパーソナリティの問題が大きいように思われる。留学生を指導することは一体どういうことなのか、実のところあまりわかっていない教員もいるように思える。

(D) アルバイト

奨学金の項で記したが、経済問題は一部の留学生にとっては死活問題である。現状ではすべての留学生に対して満足のいく奨学金を与えることは出来ない（少額の奨学金さえもらえない留学生はたくさんいる）。このような中でアルバイトをやらなければ学業を続けられない学生が少なからず存在するという現実を認識しなければならない。新潟という地方都市ではアルバイトも余りなく、また時間給も余り高くない。学生部のサービス課の方でアルバイトの斡旋を行っているようであるが、掲示を見る限り留学生が門前払い（いわゆる留学生不可）に会っているような実態がある。大学としてこのようなことを要求してくる企業にはアルバイトを紹介しないと言ったような毅然とした態度が取れないのであろうか。事務担当者の猛省を促したい。またアルバイトに関することであるが、給料の未払いの相談も数件あった。留学生という弱いところにしわ寄せのくる社会というのはやはり病んでいる社会であろう。

(E) 進路・勉学問題

進路の問題は主として、大学院の進学と、就職の問題の大別される。大学院の場合は他校に進学したいという相談が主である。また就職については推薦書を書いて欲しいとか、日本の企業についての照会など多数に及んだ。勉学問題については、指導教員との関係がやはりその大半を占めた。また日本語能力の問題など、専門の研究以外でも問題も多くあった。後は図書館の利用方法や、学会への参加などもあった。本来ならば指導教員が十分に指導すべき範囲だと思えるのだが。

(F) その他

ここでは相談内容の少ないのをその他に含めた。また上記の表の中のその他はすべて入管での資格外活動の申請である。つまり留学生は本来留学ビザで勉強することを本分としているのだが、資格外活動、つまり本分以外の活動を行う場合は、入管に届けなければならないのである。ここで言う資格外活動とはもちろん大部分はアルバイトのことを言うのである。

相談の中でとくに印象に残ったものを挙げてみると、プライバシーの問題もあるので詳しくは立ち入ることは出来ないが、精神疾患になった女子学生の例が挙げられる。この事例はまず教員の方から筆者のところに相談があったものである。筆者も精神科の専門家でもなく、またカウンセラーの専門家でもない。相談にお見えになった教員に対しては適切なアドバイスができたかどうか心配であるが、結果としてはいまは小康を保っているようである。この事例も指導教員との関係の中で今一度考える必要があるかも知れない。さらに加えて、大学そのもの、あるいは各部局が危機管理をしっかりとっているかどうか、このことも大きな問題となった。留学生センターや留学生専門委員会の方では危機管理マニュアルを作成したのはこの事件がきっかけとなったからである。

次にミャンマーからの留学生の失踪事件が挙げられる。この事例もまだ解決していない問題なので多くを語ることは出来ないが、国費留学生であったため奨学金の受給問題とも関連して複雑な様相を呈している。ただやはりこの問題も指導教員との確執や研究の行き詰まりに大きな原因が求められるような気がしてならない。

おわりに

留学生の支援システムと相談業務のことについて概観してきたわけであるが、余りにも雑駁な感じがして読み手の方には迷惑な文章であったに違いない。何卒ご海容の程を伏してお願したい。

留学生にとっては我々留学生センターの教員はまさに利害関係から離れた存在であるので、「よろず、何でも相談屋」的な感じがするのであろうか。留学生にとって指導教員はまさに「父」でありセンターの教員は「母」であるかも知れない。ただ、父と母が連絡もせずバラバラであっては、子どもたる留学生は右往左往するだけである。さらに大学ー留学生ー地域という関係も留学生のためには見逃すことの出来ないことである。留学生センターではFaceプログラムを立ち上げて地域の方々と留学生を結びつけようと考えているところである。留学生の生活支援や相談は決して大学の中で完結するものではないからである。

(参考文献)

ゲーリー・アルセン著 服部まこと、三宅政子監訳

『留学生アドバイザーという仕事』 東海大学出版会 1999年